



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：前田 博史
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額 1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)



ユニオンによる企業規制を目指す 首都圏青年ユニオン 尾林哲矢



首都圏青年ユニオン事務局次長の尾林と言います。2018年11月から専従として働いています。

2020年はコロナ禍で労働相談が大量に寄せられ、団体交渉の担当件数も4月以降大幅に増えました。また、団交の延長で記者会見を行ったり、社前行動を組織したりと、新しくやれることも増えて個人的には充実した1年でした。

青年ユニオンは、主に飲食店で働く労働者の組織化に取り組んでいます。飲食業界には、特に非正規の領域で使用者にシフトを自由に削減させられてしまう、最小限の人員配置で業務過密になりやすい、賃金が最賃水準であるなどの問題などがあります。21年は、こうした問題に取り組み、職場・企業にとどまらない成果を目指していきます。

「ほどほど」にしましょう! 全国商工団体連合会 小林智代

50歳を目前にした私には、健康を守るためのルールがあります。「なんでも、ほどほどにする」40歳を過ぎたあたりから、この言葉を意識して過ごすようにしてきました。



新型コロナが流行し始めて約1年、医療従事者や仕事を失った生活困窮者・学費が払えない学生・経営に行き詰った中小業者など、多くの人々が悲鳴をあげる中、菅政権はコロナに対する有効な政策を打ち出すことなく、昨年12月5日に国会が閉じました。

このような状況で、政府が沈黙することは許されません。こんな政府は「ほどほど」に、いのちと健康を守る政府への転換を今年こそ実現させましょう。身近な人への体調や生活を気づかう声掛けは積極的に、仲間を増やして頑張りたいと思います。

2021年は丑年

私たち

年男・年女です



めげずに自分らしく頑張るぞ 長野県労働組合連合会 八重田景子



仕事・家事・育児と毎日忙しい生活していたら、今年は年女らしいです。自分の年齢が曖昧になってきていたところの、年女通告。月日の速さを感じます。

丑年生まれの人、忍耐強さや我慢強さに恵まれているため、困難にもめげずに目標達成のために努力するという性格だそうです。小さいころからマイペース。だけどやるときはやります!!

今年は、衆議院総選挙の年!!選挙好きな私は、大好きな憲法を守るため、1人ひとりを大切に自分らしく生活できる社会の実現のため、今年も周りを巻き込んで頑張ります。憲法の様に温かい社会になりますように。

新年を迎えての抱負 JMITU 三木凌一

「還暦」で人生一巡だから、もう一度ゼロからやり直したい。ただ、これは「抱負」というより叶わぬ夢?そこで、現実的な抱負(目標)を3つ。



第1は、ダイエット。ここ4~5年で体重が10キロも増えてしまったので、これをなんとか。

第2は、「積読(つんどく)」からの脱却。最近、スマホのせいで読書量が激減。いっぽう、安易なネット購入で机の周りは真新しい書籍の山。これもなんとかしたい。

最大の抱負は「終の棲家」を見つけること。いまはエレベーターなしのマンションの5階住まい。足腰が弱らぬうちに引っ越したい。できれば、プチ田舎暮らしができればいいのだが、先立つものが……。

新自由主義的矛盾の広がりから働くもののいのちと健康を守る

いの健全国センター第23回総会

2020年12月11日、全労連会館2階ホールおよびリモートを併用して働くもののいのちと健康を守る全国センターの第23回総会が「新型コロナ感染が鮮明にした新自由主義的矛盾を、広い共同で克服しよう!」「今こそ『8時間働いたら、健康に過ごすことのできる』当たり前の職場と社会を実現しよう!』という2つのスローガンの下、開催されました。会場の参加者24人、リモート参加が51人でした。

しっかり意思統一を

冒頭、福地保馬理事長は、北海道センターからあいさつ。「コロナ禍は新自由主義的な矛盾をいっさに明らかにし、働くひとのいのちと健康の課題も1つの正念場を迎えている。「過労死の労災認定基準の改訂」について、いの健全国センターが全国に行った運動の提起は時宜にかなったものであり、全力で取り組んでいこう」と呼びかけました。そして、「リモート会議という特殊な状況のもとでの総会となったが、しっかり意思統一をはかっていこう」と呼びかけしました。

矛盾の広がり新しい共同

岩橋祐治事務局長が総会議案の提案を行いました。この1年間の特徴として、「新型コロナ感染症拡大により、生活・職場環境の悪化を生み、特にその影響は非正規雇用、女性、外国人労働者、学生など不安定雇用の人に広がり、公務労働や医療・福祉労働の効率化のツケが国民のいのちと健康を脅かしたこと」をあげ、矛盾の広がりの中で「いの健全国センターとしても手探りで活動を続け、新しい共同や連帯を進めてきた」ことを確認しました。1年間の活動としては、「新型コロナ感染症と労働者のいのちと健康～メンタルヘルスを中心に」をテーマとした学習会や、厚労省で進められている過労死等労災認定基準改訂について実効ある改定を求める運動を進めていることを報告しました。

〈今月号の記事〉

私たち年男・年女です……………	1面
いの健全国センター第23回総会……………	2～5面
各地・各団体の活動 北海道センター／板橋センター……………	6面
過労死等労災認定基準厚労省要請……………	7面
12・19コロナなんでも相談会……………	8面



コロナ禍の職場実態と取り組み

討論は総会の時間を短縮したこともあり、事前通告のあった7人が発言しました。自治労連・医労連、宮城センター（宮教組）からはコロナ禍における職場実態と労働組合の取り組みについて、過労死を考える家族の会・東京センターからは過労死の労災認定基準改定の取り組みについて発言がありました。また、北海道センターからは過労死事案の取り組みを通じていの健センターの役割について発言がありました。

東京センター（東京土建）からは、建設アスベスト訴訟の到達と6つの最高裁訴訟に勝利する取り組みについて決意と訴えが行われました。事務局長の総括答弁を合わせ議案は拍手で採択されました。

福地理事長に「特別功労賞」

総会アピールの採択後、「いの健」賞の表彰。今年は、「神奈川民医連で振動病健診を実現する会」と「さいたま新都心郵便局過労自死事件の責任を追及する会」の2団体に贈られました。

また、17年間理事長として貢献していただき、今総会で退任した福地保馬理事長に「特別功労賞」を授与。田村副理事長が「団結の要として先頭にたち、がんばっていただいた」と謝意を述べ、表彰状、花束を贈呈しました。福地理事長は「医師であり、活動家としてたくさんの人に会い、豊かな活動をする事ができた。いの健運動の更なる発展を確信している」とあいさつを述べました。

前田博史新事務局長が「2つのスローガンのもとに団結して頑張ろう」と閉会あいさつを述べ、第23回総会は終了しました。

(全国センター 岡村やよい)

第23回総会

第23回総会では会場とオンラインで7人の発言がありました。要旨を掲載します。

新型コロナ公務災害補償を求める取り組みと パワハラ問題

自治労連 佐賀達也

11月15日からの3週間、猛烈な勢いで自治体職員に感染が広がっています。わずか3週間で412人増です。とりわけ県庁クラスター（沖縄・三重・山口県庁）、役所クラスター（土浦市役所・清水町役場）、保育所クラスター（帯広市）、病院クラスター（市立柏・多摩北部医療センター・神戸市立医療センター・釧路総合病院）、事業所クラスター（名古屋市環境局）など、大勢の職員がまとめて職場内で被災するケースが多く見られます。

一方、深刻な問題として、上司や議員からのハラスメントがまん延し、若い公務員の離職につながっています。長時間労働による健康障害も出ています。岡山市では残業190時間、宮崎市では234時間などコロナ対応により各地の保健所職員の長時間労働が続いています。

こうした中で、自治労連では、コロナ感染対策の推進、自治体に安全配慮義務と公務災害補償を求める取り組みを進めています。

新型コロナ感染対策で記者会見

医労連 小栗一恵

日本医労連は、これまでに3月・4月・8月と3度にわたり、コロナ禍での医療現場の実態調査（外来・入院・人員体制・労働条件・医療従事者への差別的対応）などを実施し、これらの実態をもとに9月1日に記者会見を行いました。

8月の調査では、個人防護服などの不足、感染症の専門知識を有する職員不足とあいまって、医療従事者への感染リスクは以前より増加していて、また

職員のPCR検査を実施している医療機関は21%と少なく、不安の中で働いている実態が浮き彫りになりました。

病院経営への影響も非常に大きく、病院の収入減、空床確保の収入減などがあり、夏につづいて冬の一時金引き下げが現実になっています。病院関係者はいま過酷な業務に従事しています。日本医労連では、こうした事態を打開するため、現状を広く訴え、国民のいのちと健康を守る署名運動を進めていますので、ご協力をよろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題

宮城センター 堀籠 拓

宮城高教組の堀籠です。コロナ禍による全国一斉休校があり、解除後にスピード授業が求められています。検温チェックのための早出出勤や消毒作業、教職員も検温検査を受けています。

夏休みの短縮と1学期の休校のため、行事等が2学期に集中し、体調不良や不登校が増加しています。教員の未配置もあり、学校は崩壊寸前に来ています。これまでの矛盾がいきなり顕在化し、行政の責任が問われています。

一方、政府は変形労働時間制を導入しようとしています。宮城県教組は業務削減について要求し交渉を進めています。変形労働時間制について県教育委員会は「導入する考えはない」としていますが北海道では教育委員会が導入しようとしているため、道教育委員会に抗議のFAXを送りました。宮城県教組では「先生増やそう」キャンペーンに取り組んでいます。

過労死労災認定基準の改訂を

過労死を考える家族の会 渡邊しのぶ

家族の会では、毎年11月に厚労省要請をしています。訴えるのは現在の労災認定基準では「業務上」とされることが難しい人です。医師や看護師は複数の負荷があっても総合的な評価がされません。SEは納期に追われパワハラやカスタマーハラスメントを受けていても認められません。障がい者の労災認定も本人を基準とせずとても難しいことが多くなっています。精神疾患の労災認定において発症後の増悪が評価されないことも絶対おかしいと思います。過労死を出した企業に対しての罰則ももっと厳しくしてほしいと思います。労災認定基準を改善させること、過労死のない社会をつくること、ともに頑張っていきたいと思っています。



新人看護師の労災事案を取り組んで

北海道センター 細川 至雄

新型コロナウイルス感染症拡大前から医療機関の状況は厳しいものでした。北海道センターでは、新卒看護師の労災認定事案を3件、取り組んでいます。すべて労基署段階では「不支給」決定となり裁判となりました。1件は裁判中に「自庁取消」、もう1件は10月に札幌地裁で逆転勝訴が確定しました。もう1件は係争中です。どのケースでも就職して数カ月で自死していて、原因は仕事以外に考えられません。

裁判は遺族に大きな負担となります。しかし「真実を知りたい」「被災者の尊厳を守りたい」「過労死を二度と起こさない社会にしたい」という強い思いで取り組んでいます。また、北海道センターでは、職場の労働安全衛生の強化が必要として、11月にオンラインで労働安全衛生学校を開催しました。一層の取り組みの強化が必要です。

認定基準の実効ある改訂を

東京センター 色部 祐

脳・心臓疾患の労災認定基準は2001年、精神障害の基準は2011年以来、改定されていません。この間の労働環境の変化はキャッチアップされていないのです。「1カ月100時間ー2～6カ月80時間」という時間外労働が絶対視され、増加している深夜労働や交代制勤務について規則的に行われていれば「負荷はない」と評価されてしまいます。また、精神疾患について、発症後の負荷を評価しないことも実態とまったくあっていません。ハラスメントについては、被災者本人がどんなに具体的に訴えても、加害者が否定し同僚の証言が得られず、「客観的な証明ができない」と不支給にされるケースが多く、問題です。

いの健全国センターが、過労死等の労災認定基準の実効ある改訂にむけた活動を提起したことは重要で、大きく広げていくことが必要です。

すべてのアスベスト被害者の救済を

東京センター 高見京子

建設アスベスト訴訟は2008年5月に神奈川1陣提訴から12年が経過しました。各地の裁判で国に対しては14連勝。企業責任も8回認められました。現在最高裁で6つの訴訟が係争中です。原告が求めていることは謝罪と賠償です。そして基金制度の創設を目指しています。泉南アスベスト訴訟では司法解決法がとられていますが、被害者の一部にしか補償は届いていません。裁判をおこすことは、とても

◆いの健賞

<神奈川民医連で振動病健診を実現する会>

長年、課題となっていた関東圏での振動病健診を神奈川民医連・建交労・建設神奈川で会を作り実現。受診者2人が労災認定。

<さいたま新都心郵便局の過労自死事件の責任を追及する会>

郵政ユニオンを含む会の取組みにより職場実態を明らかにし審査官で逆転労災認定。全国の郵政職場の改善にも寄与。

決意のいることなのです。また、建設アスベストの場合、被害者は膨大で、企業にも責任を果たさせる必要があります。最高裁勝利判決とすべての被害者救済のための基金制度をめざしてともに頑張りましょう。

◇メッセージ・祝電(敬称略)

○国際労働機関(ILO)駐日代表 高崎 真一

ILOは、昨年仕事の世界に指針を与える『仕事の未来に向けたILO創設100周年記念宣言』を採択しました。ILOが掲げる「すべての人にディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」という目標は、国連が2015年に採択した『持続可能な開発目標(SDGs)』の中にも目標8「包括かつ持続可能な経済成長及び生産的な完全雇用とディーセント・ワークをすべての人に推進する」として位置づけられおり、世界中で取組みが進められています。

一方で、新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行により、多くの労働者や企業の極度の脆弱性が露わになりました。COVID-19の猛威が、これまで国連が、ILOが取り組んできたSDGsの達成プロセスに修正を迫ることが懸念されています。しかしながら、ILOは国際労働基準に基づき、①経済と雇用の継続、②企業、雇用、所得への支援、③職場における労働者の保護、④解決に向けた社会対話の活用を柱に、COVID-19と戦い、使命である労働者の福祉の向上、社会正義の実現、世界平和の達成に向け全力で取り組んでまいります。

○過労死弁護団連絡会議 幹事長 川人 博

○日本労働弁護団 幹事長 水野英樹

○全国保険医団体連合会 会長 住之江憲男

○全国建設労働組合総連合 委員長 中西幸司

○日本共産党中央委員会

○日本共産党 参議院議員 倉林 明子

○日本共産党 衆議院議員 宮本 徹

第23回総会

福地保馬前理事長に「特別功労賞」 継承・発展を誓う

いの健運動にしっかり根付く一感謝の言葉

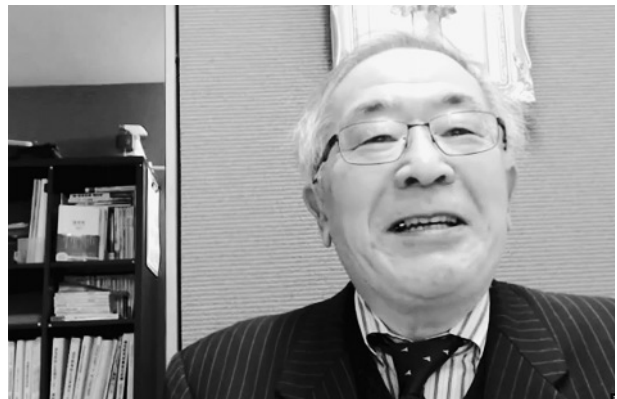
田村昭彦 副理事長

福地保馬先生は、2001年に副理事長に就任以来、いの健センターの発展に力を尽くしていただきました。特に2003年12月の第6回総会以降17年間、理事長として団結の要として先頭にたっていただきました。先生の功績の大きな一つは「いの健センター」に運動体としての性格を定式化したことです。そのころ、労働保険民営化の動きがあり、いの健も運動の先頭に立とうと決めました。もう一つは“ディーセントワーク”“ディーセントライフ”という考え方を定着させてきたことです。そして、「人を育てる」ことにこだわってきたこともいの健運動の力として息づいています。どう継承し、発展させていくのか。しっかり頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

「枝道」と「大道に」

福地保馬前理事長よりあいさつ

「特別功労賞」ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。医師の「本道」は臨床医かもしれません。調査・研究家は医師としては「脇道」と言われることもあります。その上、大学生協の運動や科学者会議、いの健など「活動家」でもあることに「研究活動の妨げにならないか」ともいわれました。しかし「脇道・枝道」をたくさん歩いて、たくさんの人に会ったことが研究・教育の視野を広げ、豊かにしてくれました。



北海道センターの前身・北海道職業病対策連絡会に1984年頃から関りはじめ、この分野が「我が道」であり、舗装したり拡幅したりして「大道」にしたいと思ってやってきました。

人々の健康は社会の状況で決まってきます。そして、労働者にとっての“社会”は“労働”で決まります。よく「職業病」といいますが、その職業の運命で病気になるわけではありません。「働き方」で決まるのです。その意味で私は「職場病」というのが正しいと思います。労働者が健康に生きるためには職場が良くなければなりません。“ディーセントワーク”の実現が必要なのです。

いの健の活動は、働く人はもちろんいろいろな分野の人が集まり、共同の力を発揮するのが特徴です。そして、「闘うこと」がいの健運動の信条です。なくてはならない運動として、更なる発展を確信しています。

第23回総会で選出された役員 (敬意略)

◇理事長 ()
◇副理事長
田村 昭彦 九州セミナー 再
清岡 弘一 全労連 新
埴田 和史 個人会員 新
今村幸次郎 自由法曹団 再
長谷川吉則 個人会員 再
西澤 淳 全日本民医連 再
田中 貴文 じん肺弁連 再
◇事務局長
前田 博史 全労連 新
◇事務局次長
岡村やよい 全日本民医連 再
井之上 亮 全労連 再
理事
阿部 眞雄 個人会員 再

内田 博之 医労連 新
内村 幸一 全日本民医連 新
及川 しほ MIC 再
大黒 正夫 国公労連 新
岡村 和彦 高知センター 新
大山 宏 全商連 再
門田 裕志 東京センター 再
鎌田 一 全労働 再
川上 仁志 石川センター 再
川口 英晴 JMITU 再
糴谷 陽子 全教 再
佐賀 達也 自治労連 新
佐々木昭三 個人会員 再
佐藤 誠一 北海道センター 再
新谷 一男 京都センター 再
鈴木 信平 神奈川センター 再

鈴木まさよ 大阪センター 再
田原 崇行 化学一般労連 新
寺西 笑子 過労死を考える家族の会 再
芳賀 直 宮城センター 再
福富 保名 建交労 再
藤田 弘起 岡山センター 再
松浦 健伸 全日本民医連 再
山田 敦子 福保労 新
吉川 正春 愛知センター 再
脇山 恵 民放労連 再
渡辺 利賀 生協労連 新
◇監事
広岡 元穂 年金者組合 再
笹本 健治 金融労連 再

各地・各団体のとりくみ

北海道

吃音のある新人看護師の自死、
裁判で労災認定!

吃音の有る新人看護師Hさん(34歳・男)が自死した件で、遺族が提訴した労災不支給決定取り消し裁判の判決が10月14日札幌地裁で言い渡され、「業務に起因」と労災が認められました。

Hさんは難発の吃音者でしたが、友人も多く明るく元気で大学を卒業しました。しかし、希望する採用試験の面接に何度も阻まれたため、30歳の時、看護師の道に進み看護学校の講師だった当該病院の看護部長に声をかけられ、就職を決めました。

しかし、勤務して4カ月後に自死しました。病院側の対応に不信を抱いた遺族は、本人のノート、業務メモなどの遺品、同僚や友人そして言友会(吃音の自助グループ)などからの聞き取りを重ね、「業務上」を確信し、2015年3月労災を申請しました。その直後、当センターに相談来所し、以後、弁護士とともに認定を目指して取り組んできました。

しかし、2016年1月、労基署は「上司とのトラブル」「信頼できる先輩の異動」は「弱」、他の出来事は「評価できない」と判断。審査請求、再審査請

求でも同様に2017年5月棄却されました。理不尽な決定に納得できない遺族は直ちに「不支給決定取り消し訴訟」を提訴しました。札幌地裁での弁論は3年間、期日は15回に及びました。

判決では、吃音で患者から「来ないで」「気持ちが悪い」と苦情を言われたことが「中」、上司から試用期間の延長を告げられたことが「中」、上司から説明の練習を複数回受けたことが「弱」で、「患者からの苦情と勤務が継続できなくなる不安の心理的負荷があった」として自殺と業務の関係性を認めました。

7年を経た勝利について、遺族は「ようやく息子に良い報告ができる」と語り、北海道言友会の南会長は「吃音があっても働き続けていいと受け止めた」と喜びを語りました。担当弁護士は「吃音の悩みを抱えていても労働者には変わりはない。業務で精神障害を発病したら労災とすべきで判決は適切だった」と語っています。(北海道センター 佐藤誠一)



板橋

雇用によらない働き方とは

秋のセミナー開催

「雇用によらない働き方とは一労働者とは何が違うのか」をテーマに秋のセミナーを11月17日、板橋区立グリーンホールで開催しました。ウーバーイーツユニオンに携わる東京法律事務所の平井康太弁護士が講演。35人が参加しました(写真)。

平井弁護士は、「まちではウーバーイーツの配達員が目立ち、地元では健康器具メーカーが従業員を『個人事業主』に切り替えるという報道もあり、『雇用によらない働き方』が広がっている」と実態と問題点を明らかにしました。

ウーバーイーツについては「時間や場所に縛られない新しい働き方として注目を集め、配達員は個人事業主とされている。しかし、仕事内容の特定や進め方は全てウーバーイーツが決定し、配達員はそれに従わなければならない、依頼を受けた後は、時間的・場所的に拘束を受け、報酬も一律に決定されます。配達員がウーバーや顧客と交渉することはできません。さらに配達員のキャンセル制限(多いとアカウントの停止)、報酬の一方的変更、事故に対しての補償がないなど問題点も多く、とくにアカウント停

止処分は、通常の企業内懲戒処分とはかけ離れ、透明性も公正性も全く確保されていない」と

問題点を指摘しました。実態から、「配達員の従属性は明らかで労働者性が認められる可能性は十分あるのではないか」と話しました。その上で、「今後、労働者概念を拡大する立法政策が必要」と述べ、「フランスでは、アプリで仕事の仲介を行う企業に対して、直接的な雇用関係がなくても労災保険や職業訓練の費用分担、団体交渉に応じることを定めた法律を制定するなど、一定範囲において労働者性を認め労働者類似の法的保護を与えることが試みられている」との事例を紹介しました。参加者からは、「使用者に都合の良い労働形態であり、今後の拡大が心配」、「労働法は労働者を守る法律。雇用形態にかかわらず救済への拡充が必要」などの意見がありました。板橋センターは、地域の労働団体と共同で、この問題への探求を続けていきます。

(板橋センター 日向寺淳一)



過労死等の労災認定基準の実効ある改善を

厚労省要請行動

いの健全国センターは、12月10日、厚生労働省に対し、「過労死等の労災認定基準改定」にあたっての要請行動を行いました。要請内容は以下の同請願署名の請願項目でした。

要請に対し、厚生労働省は、「現在『専門検討会』に於いて検討中であり、要請書や出された意見は、『参考とし、検討していく』という態度に終始しました。ただ、労災を担当する事務官の増員については、「定員法や財政事情もあるが、必要な体制確保については最大限の努力をしたい」と答えました。

岩橋祐治事務局長（要請時）は、あまりにも少な

い労災認定の現状の問題点を指摘し、立証責任を被災者とその家族に負わせている問題と脳・心臓疾患と精神障害の業務起因性の考え方についての改善を求めました。コロナ感染症にり患した医療関係者における労災認定の考え方「原則として労災認定を認める」と同様に、労働者が脳・心臓疾患や精神障害を発症した場合は原則として業務起因性を認めることを求めました。



参加者から、「労働時間以外の負荷要因があまりにも考慮されていない。深夜・交代制勤務の負荷をしっかりと評価すること、障害など被災者の属性を正確に評価すること。精神障害では発症前6カ月以前の心理的負荷も正確にみること、被災者本人の訴えをもっと重視すること」（東京・色部顧問）、「被災者本人に立証責任を負わせるのは過酷だ。いじめやパワハラなどの負荷をもっと評価すること。6カ月後の増悪をしっかりと評価すること。発症の時期を正確にみること。人事考課が与えている深刻な影響も正確にみること」（神奈川・鈴木理事）、「教職員の現場の過酷な実態、労働時間把握の困難さと厳しい労働時間認定という現実」（全教・梶谷理事）などを訴えました。

（全国センター 岩橋祐治）

「過労死等の労災認定基準の実効ある改善を」求める請願署名の請願項目：

- 1 最近の医学的・科学的知見にもとづき、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定時間外労働時間数を「65時間超」とすること。
- 2 労働時間以外の負荷要因（深夜・交代制勤務などの勤務形態、温度や騒音などの作業環境、精神的緊張・ハラスメントなど）をもっと積極的に考慮すること。
- 3 被災労働者の属性（疾患や障害、年齢や経験など）や置かれていた状況（育児や介護などの家族的責任など）を正確に判断して認定を行うこと。
- 4 労災認定を担当する事務官を大幅に増員すること。

私の一冊 ④

全労連 井之上 亮

『野村の流儀』

野村の流儀

人生の教えとなる257の言葉



野村克也著

257

私は学生時代に野球をかじり、今でも年に数回は草野球をします。野球の本の多くはルール、技術、選手の自伝です。本書は違います。野村克也氏は知らない人はいないほどの名選手・名監督ですが、実はテスト生で南海ホークスに入団し、1年目のオフに戦力外通告を受けました。そこで

考えたのが「データの活用」と「弱者の兵法」であり、往年の「ID野球」や「野村再生工場」の原点となりました。もちろん野球は登場しますが、主に書かれているのは、「弱者がいかに強者に勝つか」「どのような姿勢で物事に臨むか」「選手にどう自信を持たせるか」などです。これを労働組合に置き

換えると、どう組織強化・拡大を進めるか、組合員が自信をもって運動に参加するためにはどうするか、としてとらえることができます。「がんばることは誰でもできる。問題は『正しい努力』をしているかどうかだ」という言葉は、解説として「いくらたくさん素振りをして、間違った形の素振りをしていては打てない」というもの。

また、「勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし」「たとえ三振しても根拠を持っていれば叱らない」など、常に行動を振り替わり、分析を欠かさず自身をみつめなおす大切さを教えてくれます。

2008年の出版。最近では本屋で見かけることはありませんが、この本を開くと今でも初心にかえることができる大切な一冊です。

（野村克也著・出版社びあ）

「所持金がない」「路上生活が続けている」

..... コロナ災害を乗り越える「12. 19 なんでも相談会」.....

2020年12月19日、「コロナ災害を乗り越える『12. 19なんでも相談会』」が、日比谷公園（東京=写真右）と全国一斉フリーダイヤルで行われました。日比谷公園では食料配布もあり、来場者=52人・食料配布=120食（来場者以外にも配布）でした。電話相談は全国37都道府県・58会場で受け付け、相談件数は約500件でした。主催は、全労連・全日本民医連・全商連・農民連など20団体で組織された同相談会実行委員会です。

困窮を可視化する

日比谷公園会場入り口では、入場者全員に検温と手指消毒を行い、報道関係者にもマスクの着用を徹底。コロナ感染症対策に万全を期していました。

日比谷公園での相談会はコロナ感染拡大が続くもとの雇用悪化や貧困の実態を社会的に可視化することで国や都（各自治体）に対し、万全の対策をとるよう求めることを大きな目的に置いて開催されましたが、相談は深刻なものばかりで、現状を物語っていました。

また、電話相談でもコロナの影響で仕事が減ったりなくなったために退職や失業したけれども給付金の支給が遅れたり対象にならないと言われたなど、やはり深刻な内容が多く寄せられました。失業保険が支給されないために、家賃が払えないといったケースもあり、特に非正規労働者の生活の厳しさが表れています。

日比谷会場で配布された食料は、実行委員会が準備したもののほか、農民連などのよびかけで全国から野菜や米などが寄せられました。

困窮が静かに広がっている

ボランティアとして参加した新聞労連の東海林智



さんはこう語ります。

「広く、静かに困窮が広がっているように感じた。例えば、相談に来た人は、何らかの形で住居を維持している人が多かった。ぎりぎり野宿していないという状態だ。そう、ギリギリなのだ。今寝泊まりしている場所もいつまでもはいられそうにない……。ある男性は、日雇い派遣のような形で働いていたが、1週間前に1万円になる仕事が入ったが、次に仕事が入っているのは1月25日だという。所持金は5000円を切り、明日の寝場所も定かではない。とにかく仕事がほしいという。

女性の姿が少なかった。困窮している女性の姿が見えないのは心配だ。相談ブースに支援に来ていた女性は、『困窮した女性と直につながる方法を考えていけ』と感想を述べていた。フードバンクなどの食料支援にはシングルマザーを中心に多くの女性が支援を求めているそうだ。

多くのメディアやSNSで発信された『あなたは1人ではない』というメッセージを受け取ってもらうには、1回限りにしないことだ。実行委員会によって場は作られた」。

取り組みの総括と今後に向けて

実行委員会では、「来場者数は想定より少なかったが、相談は極めて深刻だった。中には、週明けに再会して生活保護申請をする約束をしたケースもあり、それだけでも大きな役割を果たせたと実感でき、実施してよかったと総括できる。さらなる継続した支援が必要になっている。同時に、行政に必要な対策を取るよう要請していくことが求められている」とまとめている。

（全国センター 宮沢さかえ）